

昭和二十九年法律第六十六号

日本銀行券預入令等を廃止する法律
左に掲げる法令は、廃止する。

一 旧日本銀行券預入令（昭和二十一年勅令第八十
四号）
二 日本銀行券預入令の特例の件（昭和二十一年
勅令第九十号）
三 旧日本銀行券の未回収発行残高に相当する金
額の一部を国庫に納付するに伴う日本銀行への
交付金に関する法律（昭和二十二年法律第百八
十三号）

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月以内
で政令で定める日から施行する。

2 外国その他政令で定める地域から引き揚げ、
昭和二十年九月二十四日以後に本邦（当該政令
で定める地域を除く。）に到着した者（以下
「引揚者」という。）が引揚の際携帯した旧日本
銀行券（旧日本銀行券預入令第一条の規定によ
り強制通用の効力を失った日本銀行券をいう。
以下同じ。）で左の各号に掲げるものについて
は、当該引揚者又はその相続人は、当該各号に
掲げる期間内に、日本銀行に対し、これを次項
の規定により新日本銀行券を用いて引換する
日本銀行券をいう。以下同じ。）と引き換
えることを請求することができる。

一 旧外國為替管理法（昭和十六年法律第八十
三号）、旧金、銀又は白金等の地金又は合金
の輸入の制限又は禁止等に関する件（昭和二十
一年勅令第五百七十八号）、旧財産及び貨物
の輸出入の取締に関する政令（昭和二十四年
政令第二百九十九号）若しくは外國為替及び外
國貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十
八号）又はこれらに基く命令の規定により携
帶輸入が認められなかつたため税関に寄託さ
れていた旧日本銀行券その返還を受けた日
から三月以内（この法律の施行前に返還を受
けている場合には、この法律の施行の日から
三月以内）

二 昭和二十八年九月一日以後この法律の施行
の日から二月を経過した日前に本邦に到着し
た引揚者が引揚の際携帯した旧日本銀行券
この法律の施行の日から三月以内
三 この法律の施行の日から二月を経過した日
以後に本邦に到着した引揚者が引揚の際携
帶した旧日本銀行券 本邦に到着した日から一
月以内

- 3 前項の規定により引換を請求することができ
る新日本銀行券の金額は、引揚者一人につき、
左の各号に掲げる金額とする。
- 4 一 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円
以下であるときは、旧日本銀行券の券面金額
一円に対し一円の割合で計算した金額
二 旧日本銀行券の券面金額の合計額が五万円
をこえるときは、五万円につき前号の規定に
より計算した金額と、五万円をこえる金額に
つき旧日本銀行券の券面金額一円に対し七十
万円とし、一円未満の端数を生じたときは、
一円として計算する。
- 5 第二項の規定により旧日本銀行券の引換えを
請求しようとする者は、財務省令で定めるところ
により、自己又はその被相続人が引揚者であ
り、かつ、その引揚の際当該旧日本銀行券を
携帯したことと立証しなければならない。
- 6 左の各号に掲げる旧日本銀行券については、
があつたときは、直ちに旧日本銀行券と引き換
えに第三項に規定する金額の新日本銀行券を交
付しなければならない。
- 7 第三項及び第五項の規定は、前項の規定によ
り、これを新日本銀行券と引き換えることを請
求することができる。
- 8 政令で定める金融機関は、政令で定めるところ
により、日本銀行に代り、この附則の規定によ
る旧日本銀行券の引換の事務の一部を取り扱
うものとする。

9 日本銀行は、特別の勘定を設け、旧日本銀行
券の発行高に相当する金額のうち、この法律の
施行の際旧日本銀行券預入令第五条第二項に規
定する勘定に属する金額を、政令で定めるところ
により、区分整理しなければならない。

10 日本銀行は、前項に規定する特別の勘定に属
する金額のうち政令で定める金額を、政令で定
めるところにより、国に納付しなければなら
い。

- 11 日本銀行が前項の規定に基き第九項に規定す
る特別の勘定に属する金額の一部を国に納付し
た場合において、日本銀行が旧日本銀行券預入
令第二条第二項の規定により昭和二十一年四月
一日以後旧日本銀行券で預入を受けた金額と第
五項（第七項において準用する場合を含む。）
の規定により交付した新日本銀行券の金額との
合計額が、昭和二十一年三月三十一日における
旧日本銀行券の発行高に相当する金額から日本
銀行が同令第五条第三項又は前項の規定に基
き国に納付した金額の合計額を控除した金額をこ
えるときは、政府は、政令で定めるところによ
り、その超過額に相当する金額を日本銀行に交
付しなければならない。
- 12 前二項に定めるものの外、第九項に規定する
特別の勘定に属する金額に相当する日本銀行の
財産の処理に關し必要な事項は、政令で定め
る。
- 13 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。
- 第一條 この法律（第二条及び第三条を除く。）
は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、
次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め
る日から施行する。
- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質
及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正
する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）
、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日